

第1 回東大阪市人権尊重のまちづくり審議会議事録

日時	令和4年2月24日（木）午後2時30分から午後4時40分まで
場所	東大阪市本庁舎18階大会議室
出席者	東大阪市人権尊重のまちづくり審議会 委員 潮谷会長、茨木副会長、安部委員、安西委員、呉委員、増田委員、松村委員、峯委員、村岡委員、李委員 事務局 世古口人権文化部長、長谷人権文化部参事（人権室長事務取扱） 清水人権啓発課長、人権室人権啓発課：小野、山本、川見
会議次第	(1) 開会 (2) 委嘱状交付 (3) 市長あいさつ (4) 委員紹介 (5) 議事 ① 会長・副会長の選任について（会長・副会長あいさつ） ② 諮問 ③ 東大阪市人権尊重のまちづくり条例について (6) その他 (7) 閉会
会議の公開及び傍聴人の数	公開／傍聴人1名
内容要旨	○諮問内容と前回の審議会について (5)③ 東大阪市人権尊重のまちづくり条例について (潮谷会長) 東大阪市人権尊重のまちづくり条例について、その見直しの必要性ということで皆さんにご検討いただくことになった。少しでも東大阪の中で、人権というものが根づいて、市民の方がそれを意識しながら、地域で生活できるようなまちづくりというところに繋がるような、内容を検討していただきたいというふうに思っている。東大阪市人権尊重のまちづくり条例に関する東大阪市の取り組みや、この審議会が開かれるに至った経緯をお聞きしたい。 (事務局) ・これまでの経緯と、東大阪市における人権啓発の取り組み、さらに最近の人権条例の動きについて。 平成17年3月に審議会は一度開催されており、諮問はされていないが、

本条例の成立について事務局より説明。今回は市長の諮問された「人権に関する問題が複雑化、多様化している状況を踏まえた、東大阪市人権尊重のまちづくり条例の見直し」についてご審議いただき、本市人権施策の根幹となる東大阪市人権尊重のまちづくり条例について、意見をいただきたい。今後のスケジュールで、来年度に審議会を3回開催することを予定している。

○諮問に至る経緯、東大阪市第3次総合計画と本市の人権啓発に関する取組について

(潮谷会長)

では、続けて諮問に至る経緯について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局)

東大阪市人権尊重のまちづくり条例は、平成16年7月に制定された条例であり、この条例に基づいて、各部署のあらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れられている。個別計画の一例として、第4次男女共同参画基本計画をお示しする。また、本市人権啓発に関する取組みの詳細を説明。

現在、施策のすべては市の最上位計画である東大阪市第三次総合計画に基づき推進している。東大阪市第三次総合計画との関連について説明。施策推進に向けた主な方針。方針1の概要「すべての市民がさまざまな人権問題を自らの問題としてとらえ、理解を深めるため、工夫を凝らした人権啓発活動に取り組みます。また、市民一人ひとりが非核平和の重要性を認識し、後世へ伝えていくため、平和についての啓発活動に取り組みます」。成果指標については、人権尊重のまちづくりが進められていると感じる市民の割合とし、2030年度末までに達成すべき目標値も定めている。差別の解消を目的とした法律の施行、差別の解消に関する条例の制定状況（人権尊重・擁護等に関する条例、部落差別の撤廃等に関する条例、障害者差別の解消に関する条例）について動きが活発化していること、性の多様性、インターネット上における人権侵害・差別の禁止等の人権条例の新たな動きについて説明。

特に、令和2年からは新型コロナウイルスの感染者に対する差別に関する条例が各自治体でとても多く制定されている。本市においては、東大阪市人権尊重のまちづくり条例に基づき、コロナ差別に対しても啓発活動を行ってきた。

本条例が、このような社会の変化に対応できているものかどうかということ、コロナ差別のように身近な人権問題を感じるこの状況において、第三

次総合計画が始動した今年度に条例を見直す必要があるということで審議会の開催に至った。

条例を見直す際に、いわゆる人権三法の理解と法を取り巻く状況を踏まえておく必要があるかと思うがいかがか。

(潮谷会長)

平成 28 年 4 月施行の、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律については、私の方から説明を、同年 6 月施行のヘイトスピーチ解消法については、李委員に、部落差別解消法については松村委員から、話していただくということで進めて参りたい。

それらの各法の説明をお聞きいただいた後に、東大阪市人権尊重のまちづくり条例について見直すためにご意見をいただけたらと思う。また他にも、コロナ差別、ヤングケアラーであるとかいろいろな人権に関する話題もあるかと思うので、そういったところの意見も委員で出していただけたらと思う。

○人権三法に関する各委員の解説

(潮谷会長)

・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について説明。

本法は、国際法である障害者権利条約が背景にあり、差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供が定められている。昨年 6 月に改正され、合理的配慮の提供について一般事業所は努力義務だったものが、法的義務となった。各事業所が合理的配慮を提供することは、実際に難しいが、合理的配慮について市民と障害のある方が対話する機会を持つこと、工夫をする機会を持つことで社会が変わっていくことを大きな目的としている。

また、本法の注意点として合理的配慮の提供については、障害のある人からの意見表明がもとになっている。意見表明は、本人が、コミュニケーション困難な場合においては、家族であったり、介助者であったり支援団体というものも、代理的に述べることも可能であるとなっているが、基本的には本人が述べやすいような、合理的配慮を入れていくこととなる。

大阪府条例と相談の流れについて紹介。府条例では、合理的配慮について個人の義務を位置づけていない。滋賀県は、個人を含んでいるということがある。府下の相談窓口における相談件数はそれなりにあるが、相談実数は少なく、また、内容も差別的取り扱いや合理的配慮の提供ということで処理された件数はあまり多くない。窓口の周知、支援者を含む福祉関係者への啓発が課題とも感じている。大阪市障がい者施策推進協議会障がい者差別解消支援地域協議部会の委員でもあることから、差別の実態についても言及。

国は、先ほど出てきた部落問題もそうだが、個別の権利法というのを作らない。子どもの権利条約も国際的には、子どもの権利を個別に定めていくことが求められているが、この個別の権利という法律は作らず、代わりに、児童虐待防止法であるとか、このような差別解消法を作るということで、国際法を批准できるような状態を作っていくのが日本の以前からの方法である。

(李委員)

2016年にヘイトスピーチ解消法が成立し、本法に基づいて、様々な自治体、或いは中央省庁においても様々な取り組みが行われている。その取り組みが十分功を奏しているかどうかに関してはともかく、各自治体も非常に工夫を凝らして、特徴的な取り組みが行われている。このヘイトスピーチ関連でもどういった取り組みができるのか、また新たな条例を作るべきなのか、或いは本条例を改正して、本市の取り組みに盛り込んでいくのがいいのか、様々な方策が可能であるかと思うが、ぜひ、各自治体の取り組みを参考にして、本条例をどうしていくのかということを審議していきたい。

・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律について説明。

ヘイトスピーチ問題とは、いわゆる民族差別的な言動のことである。人種差別的な動機に基づいて行う差別的な言動、排斥的或いは暴力等を扇動する言動のことを指す。

ヘイトスピーチ問題は古くから様々な国で発生している。最も古い事例はナチズムによるホロコースト。この反省を受けて、世界人権宣言の平等原則、国際人権規約にもヘイトスピーチ規制が盛り込まれた。その後、人種差別撤廃条約でヘイトスピーチは法律で処罰をする犯罪であるという位置づけになった。犯罪として取り締まらなければいけないというのがこの条約の規定の趣旨である。日本は1995年にこの条約に加入、その際にヘイトスピーチに係る規定について留保。集会、結社の自由或いは表現の自由と両立する範囲で実施するとし、犯罪としていない。

日本においては、2000年に入ってヘイトスピーチを行う団体が増え、大きな社会問題に。いろいろな場所でヘイトスピーチを伴うようなデモが実施された。ヘイトスピーチそれ自体を禁止するような刑罰規定は、ないが、ヘイトスピーチが既存の犯罪類型に該当するような場合、ヘイトスピーチであっても処罰される場合はある。また、個別具体的で個人に対するものは、民法上の不法行為として訴えられる。法律としては2016年までなかったが、それ以前の段階でも特に被害者や被害者に寄り添う様々な団体や法

律家が、犯罪の告訴・告発あるいは民事的な提訴をしてきた。このような状況の下、国が看過できないものとして法を制定した。

ヘイトスピーチ解消推進法は7ヶ条の条文から成り、第4条から第7条までの4ヶ条に実体的な規定がある。差別はこういうものだ、これをなくしていきましょうというような理念を示した理念法である。国際的には、法の対象が非常に狭く、人種差別一般を対象とするような規定になっていないという指摘もある。また、ヘイトスピーチへの対処には国の義務と地方自治体に努力義務があり、一つ目は相談体制の充実という規定で相談体制の整備と呼ばれる。これは個人的に非常に重要なポイントだと思っており、紛争の防止、または解決を図ることができるような必要な体制を整備するよう努めるものとなっている。相談を受け付けるということに加えて、場合によっては被害者・加害者の関係があるということ。また、個別具体的な個人に対するもののみならず、特定の団体、或いは学校等に対して行われる場合もあるので法人や団体とヘイトスピーチを行った団体との間で紛争が生じるということは当然あり得る。そこで、そうした事態に対して自治体としても何かしらこういった紛争の防止、解決に資するような措置をとることが求められている。そして、第6条、第7条に教育啓発。教育は主に学校教育において、そして啓発は一般的な人権啓発、この取り組みの中でヘイトスピーチ問題を十分周知することが求められている。

加害者に対して、場合によっては罰則規定を設けるという自治体も出ている。そうした条例を制定している自治体は、特にヘイトスピーチの被害が著しい地域である。この間、この東大阪市の状況を見てみると、布施駅前でのヘイトスピーチの事例、また、記憶に新しいところでは、昨年末に民団の支部に対してハンマーが投げ込まれるというような、これはヘイトスピーチというか器物損壊なので、犯罪行為（クライム）に該当するが、そうした意味では東大阪市においても、このヘイトスピーチの解消や民族差別事象への対処について、考えていく必要があるのではないかと考えている。

（松村委員）

・ 部落差別の解消の推進に関する法律について、説明。

1985年にスタートを切った部落解放基本法制定要求国民運動中央実行委員会から、1965年後の同和対策審議会答申の運営機関に向けて、目的を達するための基本的な法律が必要だという運動が約30年にわたって、展開されてきたというのが大きい。また、2002年の3月末をもって失効した同和対策特別措置法があったが、その後も部落差別が相次ぐという状況が全国から報告をされ、インターネット上の差別の問題も深刻な状況にあった。こういう問題が、特措法失効以降も相次いだということで、やはり個別の法律

が必要だという、機運が非常に高まってきた中で作られた法律である。

1965年に出された同和対策審議会答申は、部落差別解消に関する基本的な法律がない状況の中で、この答申が一つの法的な根拠として差別解消が取り組まれてきた。ただし、日本国憲法の中で規定されている権利が、住民にはしっかりと教示されていないという問題が非常に大きく、そうしたことを背景に、2000年の3月の特措法が失効すると、全国の自治体の中には、その後、部落差別解消への取り組みをやめ、後退をしてしまったところも出てきた。こうした状況が、今日のインターネットの差別を悪化させてきたというわけである。このような問題を、また打開しようという法律になって、本法は5年ほど前に施行された。

そして、本法制定の意義は、部落差別の存在が法的に認知をされたということである。「もう差別はないのじゃないか」というような議論がこの間あったが、法律がそのことをしっかりと押さえた。つまり、部落差別の現実に対して無視や軽視や認識不足が広がってきたというような課題、考え方や認識の違いではなくて、この法律自体をすでに認めるかどうかというような時代に5年ほど前に突入したということである。そして、特別措置法という33年間の法律の中には、部落差別という文言すら出てこなかったという状況であったが、今回の法律で明記をされて、差別の解消に取り組むということがはっきりと明示されたというのは非常に意義深いというふうに思う。

また、その施策を進めるにあたって、国や地方公共団体の責務が規定された。部落差別の定義規定が（実際には）ありながら、（法には）ないという状況であるが、その差別の解消に向けて施策を講ずることが明記された。その他相談体制を充実させていくこと。そして、教育や啓発を実施していくこと。つまり、放置すれば（差別が）なくなるということも、しっかりと法律は条文で否定をしているということであり、その実態把握は差別を受けている被差別の側の被害実態を正確に把握することである。市民が部落問題に関してどんな、どのような意識を持っているのか。（市民意識、実態把握を）しっかりと進めていく必要があるだろうということも含めて、法に明記された。

本法の課題としては、差別の行為、禁止規定。差別の定義規定もなく、禁止規定もない。被害を救済する規定がない。また、ネット上の問題に対して、対処できていないという課題がある。或いは市民が、差別の解消に向けて、努力する等の責務規定がない。このような課題を残した状態となっている。

つまり、現行法では対処できていない問題がたくさん出ている中で、今

後、この東大阪市人権尊重のまちづくり条例含め、どのような形態の取り組みを進めていくかという辺りが、非常に重要な議論になってくるのではないかというふうに思っている。

○市民、当事者団体等の委員意見

(潮谷会長)

東大阪市においてもこの三つの法律に関わる問題というのは、近い問題として、とらえるべきだと思っている。

では、そもそもこの条例を見直す上で、どのようなあり方にしていったらいいのかということで、皆さんのご自由なご意見述べていただけたらと思っている。いかがでしょうか。

(呉委員)

私は市と30年来、いろいろなことでご尽力ご協力いただきながら、また人権にかかわる運動をさせてもらってきた。この度、真剣に人権条例の見直しをやるということで、非常に喜んで参った。また、人権三法の説明も聞いて、これはもうちょっと勉強せなあかんと思った。

東大阪市でも国際交流フェスティバルを三ノ瀬公園で、外国籍の住民と日本の住民が共に文化の違いや民族、国籍の違いを、お互いに認め合いながら一つになってやっている。アイデンティティーを失わずに、この地域社会で安心して暮らすという趣旨で始まった。本来なら、25周年を迎えるところであるが、先ほど言ったコロナの関係で、今、止まっている。このイベントをやっている中で、何年かに一度、私はアフリカの方が久しぶりだと再開しているのを見かけた。私は、久しぶりというから何か月かぐらいかかっているという7年8年、10年ぶりのことだと言う。やっぱり、そういう姿を見ると、このようなイベントをやってよかったと思える。地域に住んでいる人は、歴史的背景もあるけれど、この町を安心して暮らせるようにすることにはみんな協力をしようという気持ちには変わりがないと思っている。そういう意味でも、私はそれを機運にして、この条例による人権尊重のまちづくりを進めていただきたい。

先ほど李委員の方から話もあったが、私も長い間、いわゆる差別撤廃運動を行っていた。ものすごく時間がかかる。だから私は逆に今は、人権を柱に、多文化共生社会の実現をやろうと。撤廃よりこっちのほうが早い。なぜかといえば、地域社会でのイベントは、皆一緒になって協力しながらやるわけで、そこで、急に「お前韓国帰れ」と、誰一人言わない。そういうことで、私は在日だが、いわゆる地域社会の一員だという気持ちがものすごく強い。だから私は、大阪府の団長などを歴任した関係で、誰に向かっても「私たちは、民団の団員であると同時に、大阪府の府民である」ということを力説し

てきた。やはり、地域社会の一員であると。それには義務も当然ついてくるものだし。そういうことで、東大阪市の、人権尊重まちづくり条例は、素晴らしいものを作ってもらいたい。そういうふうに思っている。

(松村委員)

府外から来ているので、東大阪のことを理解できてなくて、今の計画だとか、インターネットを含めて、どんな団体がおられて、どんな取り組みを進められたのかということは今、調べている。まず条例改正なので、一つは法律的な情勢を踏まえて、変えていく。こういう法律ができたとか、或いはその市長の話もあったように新型コロナ感染症をめぐる差別、以前からもハンセン病とか、H I Vの陽性者をめぐってあったわけだが、特に露骨にというか、可視化されてきたという状況もあって、そうした状況を踏まえて改正するという点。

もう一つはこの東大阪の差別の実態として、例えば私は今日少し説明させていただいたような、部落差別を受けている可能性がある、受ける可能性もあるような、いわゆるそうした地域の人たちの、被害の現実がどのようなものなのかとか、或いは市内の障害者、或いはそのご家族で、呉委員のお話にあったような、海外にルーツがある人たち、性的マイノリティの人たち、女性、いわゆる国も掲げる人権の課題に関わって、被差別の側におかれている人たちの、この間なかなか相談や公になってこない被害の現実が、どのような形で、当事者を襲ったのかということをも明らかにするアンケートのようなものが、必要なということが一つ。もう一つは、そういう問題を起こすのは差別意識や偏見が元になってくるので、東大阪市民が、例えば部落問題、障害者問題、外国人問題、或いは性の多様性に関わってどのような意識にあるのだろうかということを探る調査がまず必要ではないかと。立法事実として、こんな被害があったり、問題解決必要な現実があったりするのということも、正確な把握がまずは必要だということも思っている。

(安部委員)

一つ思ったのが、市長がお話しされていた今ある条例の方が時代の流れにそぐわなくなってきたのではないかと。相談窓口で実際に上がってくる生の声と対応する条例との歪み。そういった生の声の数を集めたり、内容を見たりすることによって、鮮明にわかってくるのではないかと。

(増田委員)

人権相談にしても確かに本当に少ない。隠されるというか格好悪いので、なかなか言ってくれない。それが非常に多いのと、今、先ほど話にあった障害者の相談もやっており、障害者の関係では、ちょこちょこよくある。施設

があるので、地域以外のところから来てくださいと案内したら、「そこやったらいらん。そこまで落ちたくない」と言われる。どういう意味か、まだそんな人もおられる。本当は困っていて、(障害者をレスパイトで) 預けたいのに「そこは嫌や。他紹介して。」と。そういう小さいのはあるが、今この中で障害者や部落問題のことが取り上げられているが、調査は本当にしていない。それから今、地域にしてもかなりの人が高齢で、外国人の流入も多い。その関係で、障害者差別、部落差別だけでなく外国人差別も今ものすごく増えている。その関係でこういう、先ほど松村委員が言われた具体的な調査、各地域とか、障害者の人にも聞いてもらう。それだったら、ありがたいなど。そうすれば、(質の) 高いものが出てくるのでは。

(茨木副会長)

私は人権擁護委員として人権相談窓口を当番でしている。人権相談は東大阪市だけでなく、中河内で八尾市、柏原市と合同でやっている。市でもやっているが、その方がわりと相談が多くて、実際には、相談所の近くの方が相談するっていうのは傾向的には少ない。ただし、少ないから何も人権問題はないということではない。例えば大阪法務局、谷町4丁目の方にあるが、そこで窓口をつくったら、朝から晩まで結構相談があった。その中で人権擁護委員の取り扱いは、今さっき言われた、障害者、高齢者、女性問題も含めて、主に電話の相談が多い。面談の相談もある。法務局とか、例えば東大阪であれば支局が永和にあるが、そこに相談に来られたり、電話が非常に多くあり、なかなか大変。

我々人権擁護委員は、その共有を東大阪市だけじゃなくて、例えば大阪府下、全国、全体で把握している。例えば、法務局の職員と我々人権擁護委員で、いろいろ相談しながら、その問題について全部書面にしたり、対応したり。話をしてわかってくれる相談もあるが、先ほどの李委員の話にあったように犯罪に関わるあまりオープンにできない相談は、法務局の職員が対応。子どもの問題が今はあまり少くない。いじめと学校の先生の体罰というものもあった。そういうようなことに対しては全部対処し、結構忙しい。ただ、東大阪市内にいて、そんなに忙しいのは目に見えてこないというのが現状。まず、東大阪市では、どうすればいいかというのを最初に考えていきたいと思う。

○人権尊重のまちづくりの視点について

(潮谷会長)

今後検討いただく中で整理しておかないといけないのは、先ほども資料で出ていたように、条例の改正で行っているのがすべてかと言えば、そうで

はない。既存の条例のままにしておいて、例えば、指針という形で推進計画を作るという場合もある。それぞれ、メリットデメリットはあるかと思う。例えば、条例の中に文言として様々な人権課題を埋め込んでいくと新たな人権課題が出てきたときに、また改正をしないといけない。条例の場合は、市議会を通すということもあり、手続きにちょっと時間がかかってくる。一方、指針の中に入れていくと改正をしやすいが、条例に比べたら表になりにくい。啓発というところではいくと条例の方が、わかりやすさというのはあるかもしれない。今までの東大阪市のやり方として、各個別の計画に入れているのでは、わかりにくさとか、目立たないということもある。呉委員が言っていたような思いみたいのところをもっと前に出したものを、もっと作りたいたと考えたときには指針や計画では弱くなってくると思う。

そういったメリットデメリットも含めて、また皆さん、次の会議開催までにどういう形で変更していきたいのかを考えてもらえたらと思う。今、実態のところはわかりにくいということが松村委員の方からあった。私も分からない部分がある。市によって人権主担課の動き方が全然違っている。相談体制もだいぶ違う。そのあたり、市で情報整理していただきたい。

(李委員)

こちらの審議会で取り組むのは、啓発に限ったことなのか。それも含めた相談対応、さらには呉委員が言ったような交流事業とかそういったイベントも含めた施策を念頭に入れて幅広く考えた方がいいのか。それともこの啓発に限定したもので考えたほうがいいのかというのはお聞かせいただきたい。事務局は、人権啓発課がされているので、例えば相談件数や相談の中身ということになってくると、また他課になると思うが。

(呉委員)

(諮問に) 東大阪市人権尊重まちづくり条例と書いてある。それならば、これに対して議論しなくてはならない、啓発についてはこの中に入ってくる問題であって、啓発について議論するために集まったわけがないと私は見ている。それは、各分野、運営委員会でもやっていることだし。だから委員がどれについて意見を言ったらいいいのか、迷っているのではないかと思っている。

(事務局)

まず、今、呉委員にご指摘いただいたように、今回の審議会をお願いしているのは、先ほどの市長からの諮問「人権尊重のまちづくり条例が今の時代にあっているのか」というところについてのご意見を頂戴する場で、目的はまちづくり条例全般について、今の時代にあったものにしていくことをめざしている。ただ、一方では、施策の実施というところになると、現実には、

法や国の制度との関係からそれぞれの所管があって、担当課が違うというところがある。相談実績等については、他課に声をかけて可能な範囲で（審議会に）お示しして参りたい。（意見を出す）考え方としては、今回の条例改正で何もかもすべてができるのかということもあるので、そこは各委員の皆様のご意見を頂戴しながら、今回の改正については、まずここまでというところは当然出てくるかと思う。それに向けて、皆様のご意見頂戴できればと思っている。よろしくお願ひしたい。

（潮谷会長）

事務局が言っているのは、条例の見直しの中で、今後どういうやり方をしているのかということ（委員意見）をさしており、提言になるのかと思う。条例の中ではなくて、推進計画等を別立てで立てるべきだと言って、その中にいろんな活動の強化を入れていくようにお願いしますという形。（本審議会での）提言があって、その次から（提言を基に指針等の検討をする）活動になっていくと思っている。そのような認識でよろしいか。

（事務局）

はい。今、会長おっしゃっていただいたような形で。もちろん条例がまず上にあり、その具体は先ほどからお話があるように、計画によってということになっている。その考え方は、我々も思っている。

（潮谷会長）

そのあたりが、共通理解が難しい部分もあるが、次回までに条例の中にこういうところを入れて欲しいというのがあれば、ぜひご意見いただければと思っている。

先ほど言ったように、推進計画はやっぱり別で、個別で立てないといけないという考えであれば、その計画は絶対たてるべきだとして、その中にどういうものを入れていくべきだということで、またご意見を。提言として取りまとめさせてもらうが、プラスマイナスというか、計画の中に入れたらどうなのかとか、条例の中で変えたらどうなのかとか、そういったところの長所短所を整理する必要がある。副会長と事務局にちょっと相談しながら整理して、また皆さんにお示しできたらということでもよろしいか。

一つはそういった条例の中身の立て方で、それをどういうふうにしていくのかということと、もう一つは人権課題に対応して、どういうふうに市が動いてどういう実態があるのかということの整理をしていただけたら。時間が足りなくて、延長してしまった。次回からも、活発に皆さんのご意見等を出していただけたらと思っている。